

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 12 月 10 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 綜 合
 住所 〒560-0041 豊中市清風荘1-12-2
 代表者氏名 代表取締役 福本 永成
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス
 TEL 06-6850-3660
 FAX 06-6850-3666
 info@mysougou.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 - この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 - ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 12 月 10 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 総合

住 所 〒560-0041
大阪府豊中市清風荘1丁目12番2号

代表者氏名 代表取締役 福本永成



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 フクモトエイセイ 福 本 永 成	
取締役 フクモトカズノリ 福 本 一 徳	
取締役 フクモトアツヒロ 福 本 充 博	
監査役 ツツミ ケンゾウ 堤 健 藏	
事業の範囲	住宅設備機器の販売、施工 管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社総合
上記事業所の所在地	郵便番号560-0041 住所 大阪府豊中市清風荘1丁目12番2号 電話番号 06-6850-3660 FAX番号 06-6850-3666 メールアドレス info@mysougou.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
福本永成	第137995号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表(第18条関係)

機械器具調書

令和2年12月10日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	バンドソー	ボッシュ GCB120B	1	
	パイプカッター	パナソニック EZ45A5X-B	1	
	充電式レシプロソー	レッキス工業 RBチューブカッター (6mm~42mm)	12	
	金切りのこ	マキタ JR184DZ	1	
管の加工用の 機械器具	やすり			
	リーマ	ホーザン K-216	5	
	ベンダー	レッキス工業 マルチリーマ 型番382250	5	
	ハイ7°ネジ切り機	スーパーツール チューブベンダー TB3910M	1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	ロブテックス PW250(250mm)	12	
	スパナ	ロブテックス M250(250mm)	24	
	トキラン7°		/	
水圧テストポンプ	手動テストポンプ	キヨーワ T-50K-P	3	

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 12 月 10 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 綜合

〒560-0041

住 所 大阪府豊中市清風荘1丁目12番2号

代表者氏名 代表取締役 福本永成



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府豊中市清風荘一丁目12番2号
株式会社総合

会社法人等番号	1209-01-024362	
商号	株式会社総合リビング	
	株式会社総合	平成6年3月1日変更
本店	大阪府豊中市曾根南町一丁目17番7号	昭和55年8月1日移転
	大阪府豊中市清風荘一丁目12番2号	平成24年3月14日移転
		平成24年3月14日登記
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の年月日	昭和54年9月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気温水器の修理及び販売 2. 流し台、風呂釜の修理及び販売 3. 電気厨房器の修理及び販売 4. 管工事業 5. 不動産の管理、売買、交換、及びそれらの代理、媒介 6. 建築工事の企画設計、管理及びコンサルティング 7. ビル、マンションの各種設備の保守管理 8. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	16万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月9日登記	
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない	

役員に関する事項	取締役	<u>福本永成</u>	平成22年 5月31日重任 平成22年10月28日登記
	取締役	福本永成 ✓	令和 2年 4月25日重任 令和 2年 7月14日登記
	取締役	<u>福本一徳</u>	平成22年 5月31日就任 平成22年10月28日登記
	取締役	福本一徳 ✓	令和 2年 4月25日重任 令和 2年 7月14日登記
	取締役	<u>福本充博</u>	平成25年 8月19日就任 平成25年 9月 3日登記
	取締役	福本充博 ✓	令和 2年 4月25日重任 令和 2年 7月14日登記
	大阪府豊中市曾根南町一丁目17番7号 代表取締役	<u>福本永成</u>	平成22年 5月31日重任 平成22年10月28日登記
	大阪府豊中市曾根南町一丁目17番7号 代表取締役	福本永成	令和 2年 4月25日重任 令和 2年 7月14日登記
	監査役	<u>福井正良</u>	平成20年 5月31日重任 平成21年 2月12日登記 平成30年 5月31日退任 平成30年 9月13日登記
	監査役	堤 健 藏 ✓	平成30年 5月31日就任 平成30年 9月13日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 9日登記

大阪府豊中市清風荘一丁目12番2号
株式会社総合

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月9日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年9月12日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和2年12月9日

大阪法務局池田出張所
登記官

阿部 晃



定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社 総合 と称する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. 電気温水器の修理及び販売
2. 流し台、風呂釜の修理及び販売
3. 電気厨房器の修理及び販売
4. 管工事業
5. 不動産の管理、売買、交換、及びそれらの代理、媒介
6. 建築工事の企画設計、管理及びコンサルティング
7. ビル、マンションの各種設備の保守管理
8. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を 大阪府豊中市 に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数)

当社の発行する株式の総数は、160,000 株とする。

第 6 条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 7 条 (株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

当社の株式 (自己株式の処分による株式を含む) 及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は、取締役会の決定によって定める。

第 8 条 (株主名簿記載事項の記載等の請求)

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株主取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

第9条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第10条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第11条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第12条（召集）

定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権

を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 15 条（議事録）

株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 株主総会以外の機関

第 16 条（取締役の員数）

当社は、取締役 3 名以上を置く。

第 17 条（代表取締役）

当社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

第 18 条（社長）

取締役が 2 名以上ある場合は代表取締役を、取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とする。

第 19 条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（取締役の解任方法）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役

の任期の満了すべき時までとする。

第 22 条 (報酬等)

取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 23 条 (責任に関する定め)

取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役（当該責任を負う取締役を除く）の過半数の同意により、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を免除することができる。

2. 前項の規定に基づいて取締役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第 425 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することにより異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1 ヶ月を下ることができない。

3. 総株主（責任を負う取締役である者を除く）の議決権の 100 分の 2 以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、株式会社は、第 1 項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

第 5 章 監 査 役

第 24 条 (員 数)

当会社の監査役は、2 名以内とする。

第 25 条 (選任及び解任の方法)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 26 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時

でとする。

第 27 条 (報酬等)

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって決める。

第 6 章 計 算

第 28 条 (事業年度)

当会社の決算期は、毎年 2 月末日とする。

第 29 条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2. 剰余金の配当がその支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払い義務を免れるものとする。

以上は、当社現行定款に相違ありません。

令和 2 年 12 月 10 日

株式会社 綜 合
代表取締役 福本 永成



参考

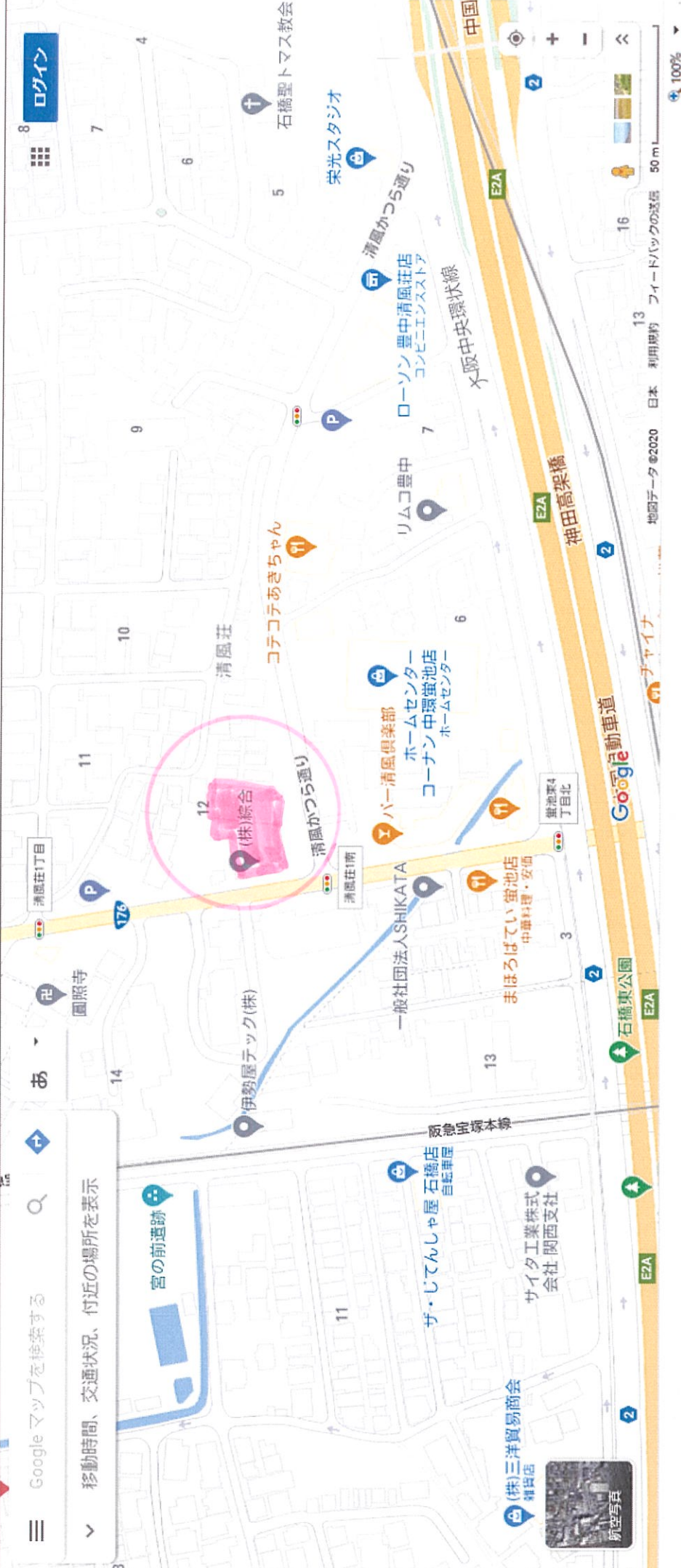
給水装置工事主任技術者証



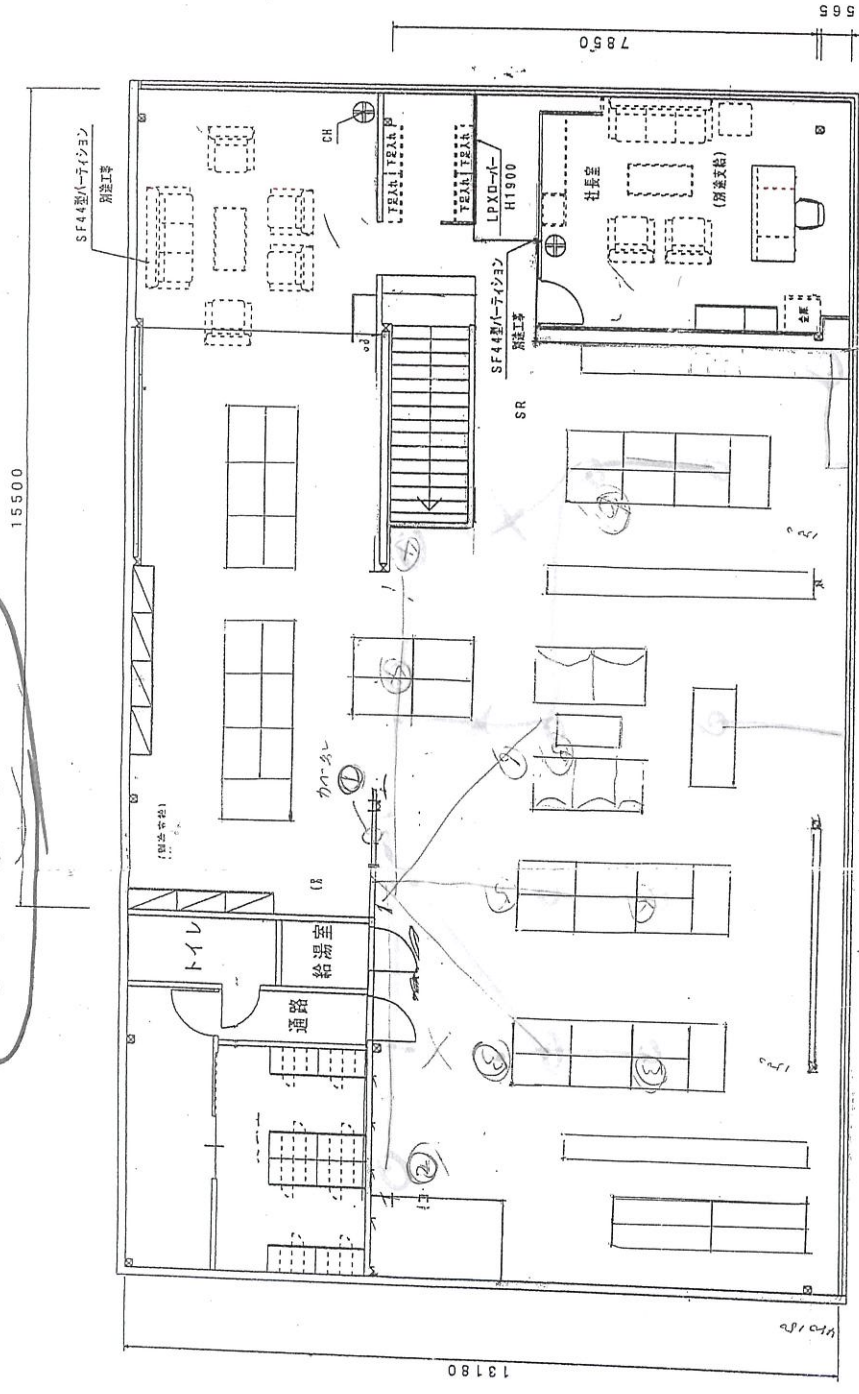
免状番号 第137995号
交付年月日 平成11年 1月27日
本 籍 大阪府
フリガナ フクモト エイセイ
氏 名 福本 永成
生年月日 昭和23年10月19日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長





電多 建設 株式会社



4200	4500	4500	4500	4500	3850	550
2300	4500	1700	1300	1700	1300	1600
900	1700	1300	1700	4300		

(株) 綜合 殿	オフィスレイアウト	RECOGNITION	CHECKED BY	NO.	DATE
		SALESMAN	DESIGNER	CE05032	24. 01. 20
(株) ジーネット	2 F		INOUE	SCALE	OFFICE CREATIO
				1 : 100	



株式会社総合



正面玄関付近



駐車場入り口付近



2階事務所

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 12 月 10 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

株式会社 綜合
〒560-0041
大阪府豊中市清風荘1-12-2
代表取締役 福本永成
TEL 06-6850-3660
FAX 06-6850-3666
info@mysougou.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 - ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 12 月 10 日

届出者

氏名又は名称 株式会社総合
〒560-0041

住 所 大阪府豊中市清風荘1丁目12番2号

代表者氏名 代表取締役 福本永成



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社総合	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
福本永成	第137995号	令和2年12月10日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

参考

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第137995号
交付年月日 平成11年 1月27日
本籍 大阪府
フリガナ フクモト エイセイ
氏名 福本 永成
生年月日 昭和23年10月19日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

